

## 外国人児童生徒等教育に関する施策の充実 ～高等学校等における日本語指導の制度化について～

令和4年12月10日

文部科学省総合教育政策局  
国際教育課長 石田 善顕



1

今ご紹介いただきました、文部科学省国際教育課長の石田と申します。本日は文部科学省の施策をご紹介する機会をいただき、御礼申し上げたいと思います。

国際教育課では日本人学校等の在外教育施設に対する支援や高校生の国際交流に関する事務のほか、帰国児童生徒や外国籍の児童生徒など、日本語指導を必要とする児童生徒に対する教育に関する事務を担当しています。

私からは、外国人児童生徒等の現状や課題、文部科学省の施策などについて概略を説明させていただきます。

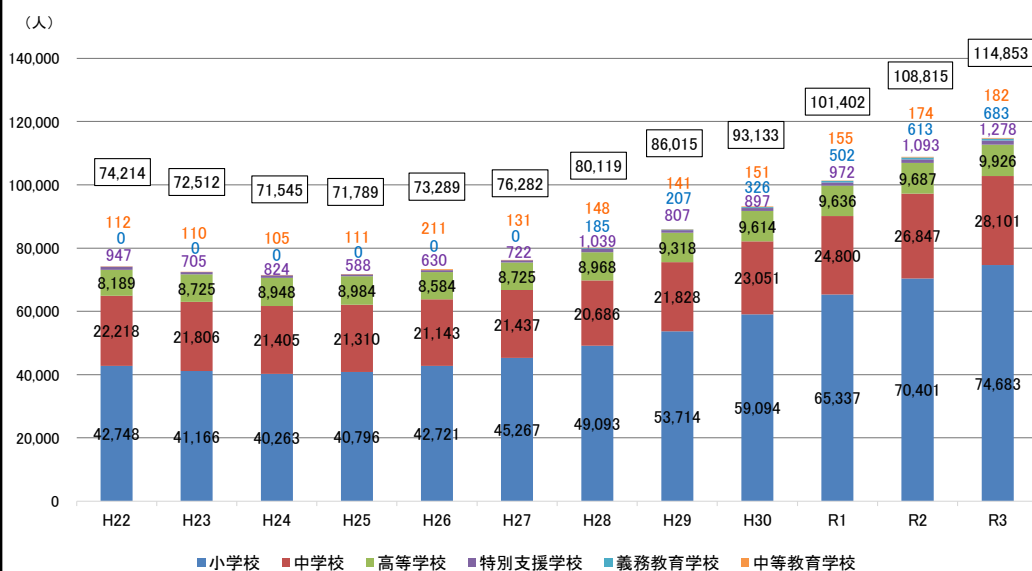
## 外国人児童生徒等教育の現状

2

本日はまず全体として外国人児童生徒等教育におけるデータ、次に施策についてご紹介をさせていただきます。さらに、就学機会の確保に触れながら、最後に今回のテーマである高校生に対しての施策をご紹介をさせていただきます。

## 公立学校に在籍する外国人児童生徒数の推移

○公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、12年間で約4万人増加し、11万人を超えている。

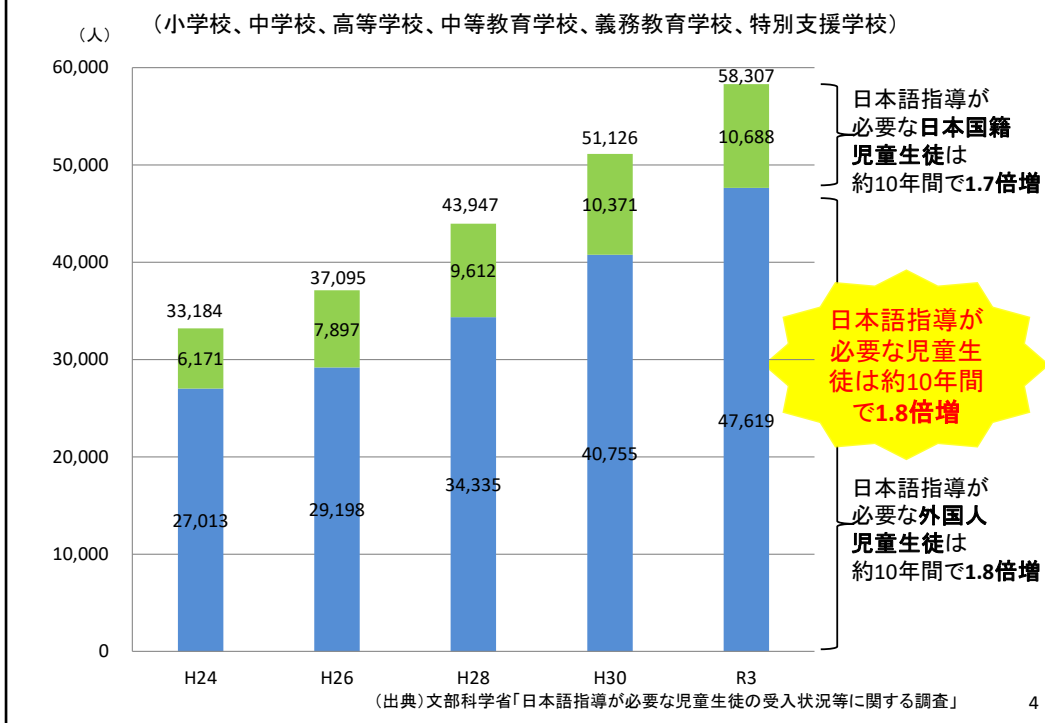


(出典)文部科学省「学校基本統計」を基に作成

3

最初に外国人児童生徒等の教育の現状について、紹介させていただきます。こちらのスライドは公立学校に在籍する外国人児童生徒の数です。平成22年度から令和3年度までの12年間で約4万人増加し、11万人を超えているという現状です。特にここ数年は毎年数千人ずつ増えており、急激な増加しています。

## 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の数については、こちらのスライドになります。令和3年度までの約10年間で1.8倍に増え、5.8万人を超えております。そして今後も増加傾向が続くことが見込まれております。

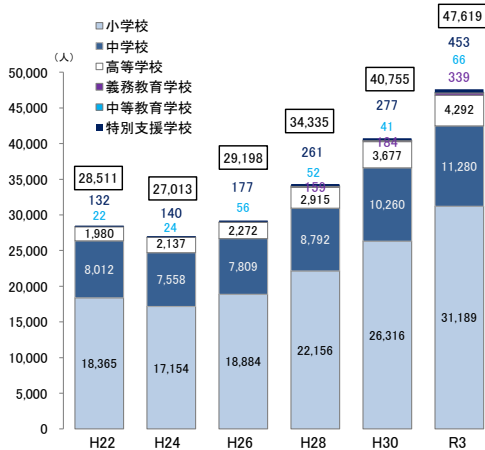
特に注目いただきたいのは最後の平成30年から令和3年度の間は、新型コロナウイルス感染症の影響で水際対策等が強化されたのですが、人数としては全体で10%以上が増えていることです。

## 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

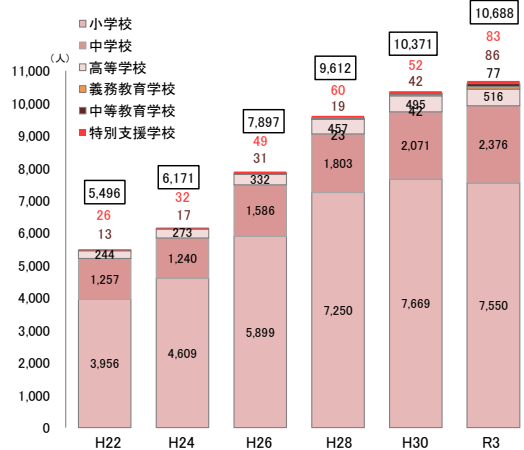
- 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者<sup>(※)</sup>で**47,619人(16.8%増)**であり、前回調査より6,864人増加し、日本国籍の者は**10,688人(3.1%増)**であり、前回調査より317人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は114,853人(23.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**41.5%**となっている。

■日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



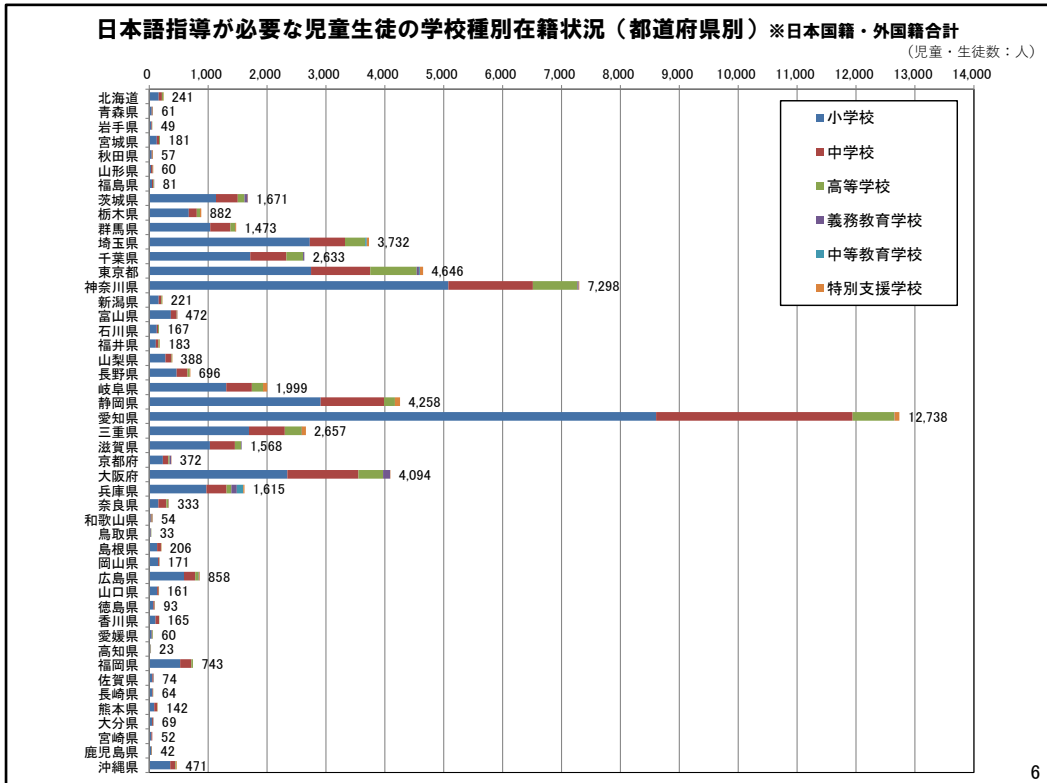
■日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」5

こちらは日本語指導が必要な外国籍の児童生徒、それから日本国籍の児童生徒、それぞれ分けてお示したものととなりますが、双方共に増加していることが見て取れると思います。この中で日本国籍の児童生徒について少し補足をさせていただきますと、海外で育った後に帰国した子どもの他、国際結婚家庭の子どもや、あるいは両親が日本国籍に帰化した家庭の子どもが含まれていると考えられます。

従って、必ずしもその国籍によって日本語指導が必要な児童生徒かどうかが決まるわけではないということに留意が必要となります。



日本語指導についての政策上の考えなければいけない要素が、こちらのグラフで示されています。このスライドは日本語指導が必要な児童生徒の学校種別の在籍状況を、都道府県別に示したもので、愛知県の在籍人数が最も多く1万2,000人以上になっております。これに神奈川県、東京都、静岡県、大阪府、埼玉県、三重県が続いているという現状です。

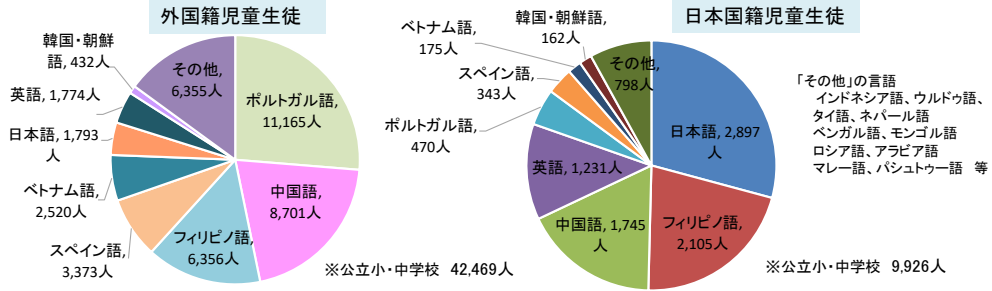
人数が多い都道府県であれば1万人を超えるということになり、県によっては、数十人が在籍という場合もあります。

従って、日本語指導が必要な児童生徒が多数いる集住地域とされる都道府県と、該当する児童生徒の数が少ないが今後増加が予想される、散在地域とされる都道府県、それぞれにおける対応が大きく違うということが想定されますので、状況に応じた支援を行うことが、国としての課題になります。

# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

## ① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

(令和3年度)

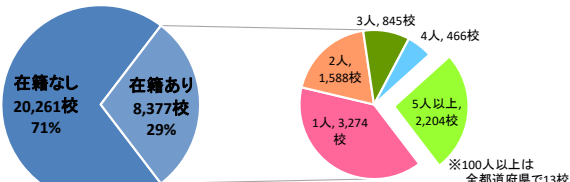


## ② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,638校)

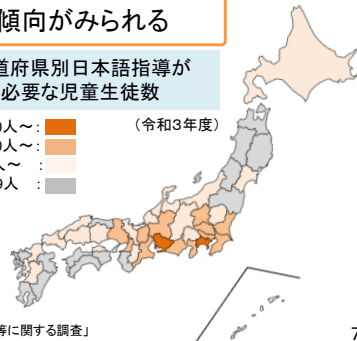
(平成30年度)



都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

(令和3年度)

5,000人～ : 濃いオレンジ  
1,000人～ : 薄いオレンジ  
100人～ : 淡いオレンジ  
～99人 : グレー



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

7

こちらのスライドは、もう1つの課題となる日本語指導が必要な児童生徒の状況についてまとめたものです。1つ目は日本語指導が必要な児童生徒の多様化について調べたものです。上段左のグラフは日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の母語、右のグラフが日本国籍の児童生徒の使用頻度が高い言語となっております。

外国籍の児童生徒ではポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語が上位に来ております。また日本国籍では日本語、フィリピン語、中国語、英語、ポルトガル語が多くなっています。一方その他に含まれる言語は右端に挙げておりますが、インドネシア語、ウルドゥ語、タイ語、ネパール語などで、こちらも多様化していることがわかつて思います。

従いまして教育現場における対応としては、このような様々な言語すべてで教育を行うことは難しいため、やさしい日本語を使って、まず日本語で学校に慣れてもらうことが必要になることが、このデータからも示されるかと思っております。

2つ目は、日本語指導が必要な児童生徒の集住化、散在化の傾向となりますが、下の段の左の円のグラフをご覧ください。日本語指導が必要な児童生徒が1人以上在籍している学校は全体の3割程度です。

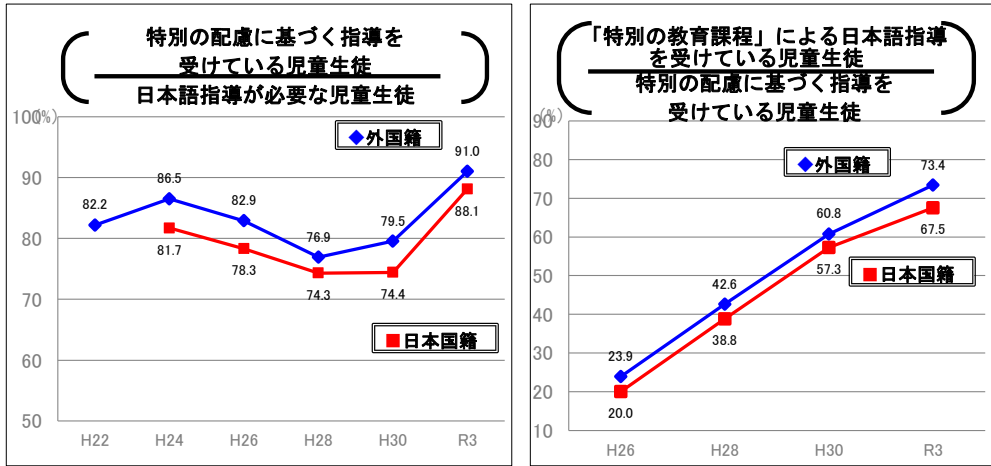
そのうち在籍者数が1人から4人となる、少数が在籍している学校が多くなっておりますが、5人以上いる学校が在校生の4分の1となる学校が2,200校余りとなっております。また右側の日本地図にありますように、日本列島の多くのところが色づくようになっておりまして、特に幾つかの都道府県でこれらの児童生徒が多数在籍しているということになります。

## 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において特別の配慮に基づく指導を受けている割合は、外国籍の者で**91.0% (11.5%増)**、日本国籍の者で**88.1% (13.7%増)**となっている。

このうち、小中学校において一人一人の日本語の能力に応じた個別指導を行う「特別の教育課程」(\*)を編成した日本語指導を受けている割合は、それぞれ**73.4% (12.6%増)**、**67.5% (10.2%増)**となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

8

こうした児童生徒に対して、どのように日本語指導がなされているのかを示したものが、こちらのグラフです。日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校で日本語指導、あるいは教科の補習など、何らかの特別の配慮に基づく指導を受けている児童生徒は、令和3年度時点で、外国籍それから日本国籍共に9割にとどまっております。

すなわち1割程度の児童生徒は、そのような指導を受けることができない現状にあるので、これを減らしていくことを求められるところとなります。

それから右側のグラフですが、このような特別の配慮に基づく指導を受けている9割の児童生徒のうち、学校において特別の教育課程で、例えば通常学級から取り出しで手厚い日本語指導を受ける児童生徒は、改善しておりますが、令和3年の時点でも7割程度にとどまっています。

平成26年度に制度化された特別の教育課程を編成し日本語指導を行う学校は、右側のグラフを見る限り急増しているものと思われませんが、まだ改善する余地があるというのが現状です。



## 外国人児童生徒等教育に関する施策の充実

9

ここからは外国人児童生徒等の教育を充実するための施策についてご紹介していききたいと思います。

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策	
1.指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語指導が必要な児童生徒に対する「<b>特別の教育課程</b>」の<b>制度化</b>（義務教育段階：平成26年度～、高等学校段階：令和5年度～）</li> <li>義務標準法に基づく<b>日本語指導に必要な教員の基礎定数化</b>（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置）</li> <li>「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<b>日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援</b>等を推進</li> </ul>
2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>（独）教職員支援機構における「<b>指導者養成研修</b>」の実施</li> <li>外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「<b>モデルプログラム</b>」の<b>開発</b>（令和元年度）</li> <li><b>外国人児童生徒等教育アドバイザー</b>の教育委員会等への派遣（令和元年度～）</li> <li>「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営</li> <li><b>日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画</b>を制作し、文科省HPにおいて公開</li> </ul>
3.就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「外国人の子供の就学促進事業」により、<b>就学状況・進学状況の調査</b>等を実施する自治体を支援</li> <li>外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月）</li> <li>日本語教育推進法の基本方針に基づき、<b>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針</b>を发出（令和2年7月）。学齢簿の編製にあたり外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学動向等を推進</li> <li>外国人の子供・保護者に対し、<b>日本の学校生活について紹介する動画</b>を制作し、文科省HPにおいて公開</li> <li><b>夜間中学</b>の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）</li> </ul>
4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<b>進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポート</b>に資する取組、<b>放課後や学校内外での居場所づくり</b>に資する取組等を推進</li> <li>上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における<b>外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定</b>や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）</li> <li>高等学校における<b>日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料</b>開発及び<b>日本語能力評価方法の研究</b>を実施（令和3年度～）</li> </ul>
5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</b>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て<b>調査研究</b>を実施（令和2年度～）</li> <li>日本の幼稚園について7言語で説明している「<b>幼稚園の就園ガイド</b>」及び「<b>外国人幼児等の受入れにおける配慮について</b>」を作成し周知</li> </ul>
<b>外国人児童生徒等教育を進める枠組み</b>	
外国人人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和4年6月14日改訂）	
日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）	
中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ	

10

こちらのスライドが文部科学省として行っている施策を1枚にまとめたものとなります。

文部科学省としてはこちらにあるとおり、さまざまな施策を行っておりますが、一番上の枠、指導体制の確保・充実に向けて、外国人児童生徒等に対して個別の日本語指導を行うため、特別の教育課程の編成の制度改正を実施いたしました。平成26年度から小中学校、そして来年令和5年4月から高等学校でも取り組みを実施できるようにしています。

また、平成26年の義務教育諸学校での特別の教育課程導入に伴って、日本語指導を担当する教員を配置するために、義務教育諸学校の教員配置の標準を定める法律を一部改正しました。平成29年4月から令和8年までの10年間をかけて、児童生徒を18人に1名の日本語指導に必要な教員の計画的な配置を現在進めているところです。

また、それに加えて、日本語指導補助者や母語支援員の配置、そして高等学校での日本語指導やキャリア教育、生活相談・心理サポートなど包括的な支援、ICTを使った日本語指導の充実など、学校におけるさまざまな形での外国人児童生徒をサポートする体制に対して、補助金を用意し、自治体を支援する準備をしているところでございます。

その他、下段のとおり、政府全体の動きとしては令和4年の6月に外国人との共生社会実現に向けて、今後5年間の取り組むべき方策等を示したロードマップが策定されております。また、政府としての外国人材受け入れ・共生のための施策を取りまとめた令和4年度改訂版の総合的対応策なども策定しております。こうした中で文部科学省の施策についても適切に盛り込んでいくという構造になっております。また令和元年に成立した日本語教育の推進に関する法律、これにおいて位置付けられた基本方針にも、こうした施策が位置付けられております。

**「令和の日本型学校教育」の構築を目指して**  
 ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

令和3年1月26日  
中央教育審議会

**第I部 総論**

**1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能**

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

**2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて**

**成果**

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割

①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

**課題**

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念（自立・協働・創造）の継承

学校における働き方改革の推進

GIGAスクール構想の実現

新学習指導要領の着実な実施

**必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現**

11

こちらのスライドは、令和3年に出された中央教育審議会の答申の概要となり初めて増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について議論され、施策の充実についてさまざまな提言がなされたものです。

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
  - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
  - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
  - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
  - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
  - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
  - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域との関係機関との連携**
  - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
  - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学校の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
  - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
  - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
  - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
  - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
  - 情報検索サイト「かすたねっ」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
  - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
  - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

こちらは、答申における外国人児童生徒等への教育に関する部分についての概要となり、文科省の施策の基本になっております。詳しい説明は本日は省きますが、こちらで高等学校における日本語指導の制度化についても提言されたということが見て取れます。

## 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）

### 検討の背景

- ▶ 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らか。
- ▶ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

### 基本的な考え方

- ▶ 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- ▶ 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要がある。
- ▶ 学齢期から様々なルーツを有する子供達がともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

### 分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)
1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進</li> <li>・ <b>散在地域の指導体制構築</b>に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<b>日本語教師</b>」を、<b>学校での日本語指導に積極的に活用</b>（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討）</li> <li>・ 「GIGAスクール構想」の検討と共に、<b>ICT教材の活用、遠隔授業の実施</b>等を推進</li> </ul>
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員研修のための「<b>モデルプログラム</b>」を<b>全国展開</b></li> <li>・ 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる<b>研修用動画を作成</b></li> <li>・ 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>大学等における履修証明</b>等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討</li> <li>・ 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討</li> <li>・ JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討</li> </ul>
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人の子供の就学促進に関する<b>先進事例を自治体に提供</b></li> <li>・ 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進</li> <li>・ 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査</li> <li>・ 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成</b></li> <li>・ <b>住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討</b>（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）</li> </ul>
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供</b>し、各地域の実情に応じた取組を促進</li> <li>・ 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>高等学校における「特別的教育課程」の適用</b>を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討</li> <li>・ 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討</li> </ul>
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</b>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施</li> <li>・ 外国人幼児のための就園ガイド等を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、<b>母語・母文化を尊重した取組の推進</b></li> <li>・ <b>フレスクール</b>等の取組の更なる推進方策を検討</li> </ul>

13

こちらが外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の報告になります。中教審の諮問等を受けて外国人児童生徒等の教育について議論がなされたものとなりますので、お時間のある時にご覧いただければと思います。

## 高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

### 現状と検討の背景

- ・高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況（10年前の2.7倍）
- ・義務教育段階においては、「特別の教育課程」を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- ・令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

### 制度化の必要性等

- ・日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
  - ・しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、**生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**

### 制度化の在り方

- ・義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必修修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	「特別の教育課程」による日本語の指導を高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えることができることとする ※学校設定教科・科目の設置との併用は可能	指導計画の作成	日本語の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要がある生徒 ※日本語指導の知見のある者が参加し、多面的な観点から判断	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	学校生活や各教科等の学習に、日本語で取り組むことができることを目的とする指導	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	・在籍学校における指導 ・他校における指導	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数	小・中学校等における日本語の指導の授業時数の標準（10単位時間～280単位時間）を目安として検討		

### 充実方策

- ・高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- ・教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- ・国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する

14

こちらは、先ほど紹介いたしました中教審の答申において、高等学校における日本語指導の制度化が提言されたことを踏まえ、令和3年4月に立ち上げた検討会議で取りまとめた報告書、「高等学校等における日本語指導の制度化および充実方策について」となります。

義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、多様な課程・学科、必修修教科・科目等の設定など高等学校における教育の内容を尊重すべきことなどが提言されました。



# 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

## 重点事項に係る主な取組

### ☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーションを身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

### ☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

### ☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の推進【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

### ☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

## 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

こちらは先ほど申し上げた令和4年6月に策定されました、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の概要です。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）（概要）	
<p>口我が国に在留する外国人は令和3年（2021年）末で約276万人、外国人労働者は令和3年10月末で約173万人（過去最高）。  <b>口受入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（2.18施策）。</b>  <b>口今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。</b></p>	
<p><b>円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人が生活のために必要日本語を習得できる環境整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上（施策1）</li> <li>日本語教育の参照枠に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発（施策3）</li> <li>本邦場内において日本語を学習できるICT教材の開発・提供等（施策4）</li> <li>生活オリエnteーション・動画作成、活用等による社会制度等の知識を習得できる環境整備に係る検討（施策7）</li> <li>生活オリエnteーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援（施策8）</li> <li>異なる日本語教育環境の整備の必要性に係る検討（施策14）</li> <li>日本語教育の質向上等</li> <li>日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備（施策5（再掲））</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>外国人材の円滑かつ適正な受入れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能外国人材のマッチング支援等           <ul style="list-style-type: none"> <li>分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備（施策127）</li> <li>特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等</li> </ul> </li> <li>特定技能2号の対象分野追加、業区分の整理及び受入れ見込数の見直し並びに特定技能制度・技能実習制度の在り方に関する検討（施策139）           <ul style="list-style-type: none"> <li>厳格な中介事業者等の排除</li> <li>ODAを活用した上流の関係機関との連携強化の施策の検討（施策153）</li> </ul> </li> <li>海外における日本語教育基金の充実等           <ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流基金を通じた日本語教育基金の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進（施策13（再掲））</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の目線に立った情報発信の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の作成、公表（施策23）</li> <li>マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討（施策24）</li> </ul> </li> <li>外国人が受入環境に関与できるよう相談体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元相談窓口の設置を促進する方策の検討（施策35）</li> <li>FRESC/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談の実施等（施策36）</li> <li>多言語相談窓口に係る実例レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組（施策37）</li> <li>相談窓口における外国人のニーズを踏まえた相談体制の整備、充実の検討及び検討結果を踏まえた整備（施策44）</li> <li>情報発信及び相談対応の迅速化を図るための体制の整備の実施（施策48）</li> <li>話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施（施策48）</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>共生社会の基盤整備に向けた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共生社会の実現に向けた意識醸成           <ul style="list-style-type: none"> <li>「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施に向けた検討（施策155）</li> <li>政府における外国人共生施策の実施状況について取りまとめた白書の公表に向けた検討（施策156）</li> <li>「共生社会」概念の周知徹底等に対する取組の強化に向けた取組の実施（施策157（再掲））</li> </ul> </li> <li>外国人の生活状況に係る実態把握のための取組の充実等           <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等</li> <li>在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成、公表（施策161）</li> <li>外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備（施策162）</li> </ul> </li> <li>共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等           <ul style="list-style-type: none"> <li>専門性の高い受入環境調整担当の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進（施策164）</li> <li>民間関係団体が行う外国人材に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化（施策165）</li> <li>相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人材在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討（施策166）</li> <li>出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討（施策167）</li> <li>オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討（施策168）</li> <li>マイナンバーカードの取得環境の整備及び在留カードとマイナンバーカードとの一体化の実現に向けた検討（施策169）</li> <li>生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討（施策6（再掲））</li> <li>外国人材に対する共生施策の企画・立案に資するデータ提供の在り方に関する検討（施策170）</li> <li>地方公共団体に対する住居基本台帳情報の適切な活用促進のための周知の実施（施策171）</li> </ul> </li> <li>外国人材共生社会を支援する仕組みの構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人材共生社会を支援する仕組みの構築</li> <li>介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の取組の実施（施策184）</li> <li>ODAを活用した国内関係機関の多文化共生の取組の推進とネットワークの強化（施策185）</li> <li>充てんの地方公共団体の取組に対する地方創生推進交付金による支援の実施（施策186）</li> <li>「国内実習地域外国人実習所育成事業」の周知及び当該特例の活用促進（施策187）</li> </ul> </li> <li>共生社会の基盤としての在留管理体制の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>在留管理基盤の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事後変更に対する対応策等の見直し等の検討（施策189）</li> <li>難民該当性に関する規程的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化（施策190）</li> <li>関係機関との連携による機械技術流出防止に関する留学生・外国人研究者等の受入れに係る審査の強化（施策195）</li> </ul> </li> <li>留学生の在留管理の徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>留学生の在留管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化（施策200）</li> <li>技能実習制度の更なる適正化</li> </ul> </li> <li>技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討（施策97（再掲））</li> <li>実習技能実習生を対象とした実地検査の強化、失業者の多い退出機関からの新規受入れ停止及び失脚防止に係るレポートの周知等の関係機関と協力した取組の推進（施策206）</li> </ul> </li> <li>不法滞在者等の対策強化（注）：下掲は「外国人材の共生社会の実現のためのロードマップ」に関連しない施策。注2：難関番号が赤字のものは新規掲載等           <ul style="list-style-type: none"> <li>不法滞在者の更なる返還促進に向けた体制整備、返去強制手続の一層の適正化のための早期の法整備（施策215）</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等           <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の親子周士の交流、子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施（施策51）</li> <li>住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進（施策54）</li> <li>外国大卒校の探検隊生に係る専門的な窓口による情報発信・相談対応の実施及び地方公共団体が行う支援の在り方に関する調査研究の実施（施策55）</li> <li>「専任学級」の活用を中心とした在留外国人に対する支援等               <ul style="list-style-type: none"> <li>公立高等学校入学希望者に対する外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組の推進、高等学級における日本語の個別指導を教育課程に位置付けた制度の導入の推進（施策59）</li> <li>外国人の子どもの適切な特別支援の実現を図るための子ども発達支援を行う取組の活用促進の実施及び具体的な取組の検討（施策61）</li> <li>「高壮年層」を中心とした外国人に対する支援等                   <ul style="list-style-type: none"> <li>留学生の就職等の支援</li> <li>外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援（施策66）</li> <li>高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進（施策87）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>就労環境における支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人社員と外国人社員の職場における双方向の学びの機会提供や手引きの周知及び活用促進（施策88）</li> <li>1人1コマの外国人雇用サービスセンターにおける専門相談員、通訳の配置による職業相談の実施（施策90）</li> <li>定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進（施策93）</li> <li>公正な労働環境の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人社員と働く職場の労働管理に使えるポイント・例文集等の周知（施策95）</li> <li>「労働時間」を中心とした外国人に対する支援等</li> <li>外国人に対する年次制度に関する周知・広報の継続と充実の検討（施策107）</li> </ul> </li> <li>ライフステージに共する取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等（施策21（再掲））</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	

次のスライドは先ほど申し上げた令和4年度改訂版の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の概要です。いずれのスライドにおいても文科省関係部分を赤枠で囲っております。

先ほどのスライドでもこちらのスライドでも、赤く囲んだ部分が文部科学省の関係部分ということになっております。例えば、就学状況の一体的管理・把握や、高等学校における特別な教育課程の導入の推進など、こういうところに留意して記載が行われております。このような取り組みは文部科学省だけではなく、入管庁等さまざまな行政機関が一体となって推進していかねばならないため、政策全体のロードマップが作られ、文部科学省の施策についても記載される構造になっています。



## 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

### 1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】  
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)  
または、日本語指導担当教員+指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

### 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における**日本語指導の質の向上**
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の**意識及び指導力の向上**
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → **組織的・継続的な支援の実現**

### 3. 支援体制

国の施策

【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等  
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等  
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援  
・課外での指導・支援 等

17

さて、ここからはそれぞれの政策について紹介をさせていただきます。

まず、特別の教育の課程についてです。すでに特別支援教育の分野では制度化されていたものですが、それを平成26年に学校教育法施行規則の改正を行い、義務教育段階の学校における日本語指導において導入したものととなります。これを高等学校でも来年度から制度化することになっておりますが、こちらについては最後にまた説明をさせていただきます。

制度の概要は、児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようにするために、日本語指導担当教員や日本語指導補助者によって、年間10単位時間から280単位時間を標準として、原則取り出し指導の形態で授業が行えることとなり、そのために指導計画の策定と学習評価の実施が必要とされております。

これにより日本語指導が必要な児童生徒は、在籍学級の教育課程とは異なる特別な指導を受けることができるようになります。この制度の導入によって期待される効果としては、児童生徒一人一人に応じた指導計画の作成・評価の実施を通して、日本語指導の質の向上が図られること、そして教職員等の研修会や関係者会議が実施されることにより、関係者の指導力が向上すること、そして学校における体制整備が図られることにより、組織的、継続的な支援が行われるようになることです。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

趣 旨

- 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。
- 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
  - 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
  - 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、**学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進**

概 要

学校の指導・運営体制の充実	<p><b>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）</li> <li><b>日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）</b></li> <li>初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）</li> </ul> <p>少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）</p> <p>教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示</p>	<p><b>平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置</b></p>
	<p><b>義務教育費国庫負担法の一部改正</b></p> <p>都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加</p>	
学校の運営の改善	<p><b>学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）</li> <li>学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）</li> </ul> <p>教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）</p> <p>「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）</p>	

施行期日

平成29年4月1日

また、特別な教育課程を編成して行う日本語指導を推進するために、国においてもさまざまなレベルでの施策を行っております。

日本語指導担当教員の配置について、先ほども少し触れましたが、平成29年の3月に、公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律が改正されました。

日本語指導のための教員配置については、従前は加配定数でしたが、この制度改正に伴いその後10年間で計画的に基礎定数化をすることになっております。最終年度の令和8年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して、1人の教員が配置される予定で、現在日本語指導が必要な児童生徒が在籍する自治体において、順次日本語指導教員を小・中学校に配置いただいているところです。

なお、同時に日本語指導補助者や、あるいは母語支援員などの支援人材を配置することなど、学校の体制を整備している自治体も多くあり、これに対して文部科学省としても支援を行っているところです。

# 外国人児童生徒等への教育の充実

令和5年度要求・要望額 1,259百万円  
(前年度予算額 1,132百万円)



その支援策については、こちらの資料になります。予算事業については、外国人児童生徒等の教育に関する予算で、令和4年度で11.3億円程度でしたが、令和5年度要求では12.6億円を計上しており、学校に入る前、入学、就学前の施策と、学校に入ってから義務教育諸段階、それから高等学校に進むという、それぞれの段階においてしっかりと取り組みが進むような、予算の構造になっております。

# 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和5年度要求額  
1,187百万円  
(前年度予算額  
1,058百万円)

1,187百万円  
1,058百万円



## 背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人（約10年間で1.8倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在  
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒は約7割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約1万人  
⇒ **外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠**



## 事業内容

### I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (事業期間：H25～)

予算額：1,047百万円 (951百万円)

補助対象：都道府県・市区町村

※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助

補助率：1/3

### II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間：H27～)

予算額：139百万円 (107百万円)

補助対象：都道府県・市区町村

補助率：1/3

### 【実施項目】

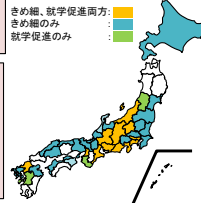
- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

### 【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

### (参考) 令和4年度補助実績

【きめ細事業実施】	【就学事業実施】
2 8 都道府県	1 県
1 5 指定都市	4 指定都市
2 0 中核市	3 中核市
9 1 市区町村	1 8 市区町村



### <関連する政府方針(抄)>

全ての外国人の子供の就学状況を一体的に把握・把握する体制を2025年度までに構築する。2022年度に就学状況等調査を毎年度行うよう変更する「成長戦略フォローアップ」(R4.6.7閣議決定)  
外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組み必要がある。(外国人材の受入れ・共生に関する総合的対策) (R4.6.14閣議決定)  
日本語教育の推進と外国人児童生徒等の就学促進を踏まえ「外国人材の受入れ・共生のための総合的対策」等に基き施策を構築し実施し、外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。[経費削減と改革の基本方針2021](R4.6.7閣議決定)

### アウトプット(活動目標)

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加し、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業
- 外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加し、外国人の子供の就学促進事業

### アウトカム(成果目標)

- 初期(令和6年度)
  - 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に際わらず、きめ細かな支援事業
  - 全国の自治体で就学管理の改善が図られる
- 中期(令和8年度)
  - きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
  - 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に把握・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される
- 長期(令和10年度)
  - 全国の高校で「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
  - 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

### インパクト(国民・社会への影響)

全ての外国人の子供が就学する機会を得るとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒が学校で充実した教育を受けることで、日本における生活の基盤を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができる

その中核が、こちらの帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業です。本年度10億円で来年度の要求は11億円強で、毎年増額要求をしています。

2つの補助事業から構成されておりまして、中段にある、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業、通称きめ細とっておりますが、この事業と、学校に入る前の施策について支援を行う外国人の子どもの就学促進事業、この2つの補助金から事業として成り立っております。

まず、このきめ細事業ですが、この補助では学校に入った日本語指導が必要な児童生徒を支援するためのさまざまな自治体の取り組みを支援するもので、平成25年度から実施されております。

都道府県、指定都市、中核市が実施する学校内の支援指導体制の構築、例えば日本語指導補助者や母語支援員の派遣、運営協議会の開催や、ICTの活用、あるいは円滑な就学のためのプレスクールの実施、本日のテーマの高校生への支援など、さまざまな取り組みに要する経費の3分の1を国が補助するものです。令和4年度にはこちらの補助金を活用して事業を実施している自治体は154となります。

下段の就学促進事業について、この事業は平成21年から5年間にわたって行われました定住外国人の子どもの就学支援事業、通常虹のかけはし事業の後継として、平成27年度から実施されているものです。

都道府県や市区町村等が実施する学校外での就学支援の取り組み、例えば不就学の児童生徒に対する就学を促進するための日本語指導教室の実施、特に保護者の方への日本の学校や就学の重要性を説明する取り組みに対し、この経費の3分の1を国が補助するというものです。本年度には計26の自治体等において取り組みが行われています。





# 児童生徒の日本語能力把握の充実にに向けた調査研究

令和5年度要望額  
(新 規)

41百万円



## 背景・課題

小・中・高等学校等において、日本語指導が必要な児童生徒が増加しており、学校における特別な配慮に基づく指導が求められているところ。

日本語指導が必要な児童生徒に対し、適切な指導を行うためには、当該児童生徒の日本語の能力を的確に評価した上で、指導目標や指導内容を決定する必要がある。

しかし、文部科学省が開発した「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」のような客観的な評価ツールを活用する学校はまだ少ない。

これは、日本語能力評価に時間を要することや、評価ツール活用の経験を積む必要があることが要因と考えられるため、**学校において活用しやすいツールとすべく、評価方法の改善が求められる。**

## ○日本語指導が必要な児童生徒の判断基準別学校数

DLAや類似の日本語能力測定方法により、判定している。	2,165校
児童生徒の学校生活や学習の様子から判断している。	9,471校
児童生徒の来日してからの期間を対象基準にしている。	3,221校
その他	818校

※日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校の回答（全校種）  
外国籍8,440校 日本国籍3,890校（複数回答可）  
日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度速報）

## 事業内容

DLAを踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文（Can-Do）を作成し、検証を行うとともに、学校における活用方法を具体的に示した資料を作成する。

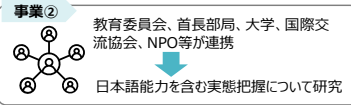
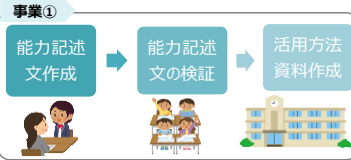
また、日本語能力をはじめとした児童生徒の実態把握が十分に行われていない散在地域において、教育委員会と関係機関が連携したネットワークを構築し、日本語指導の対象となる児童生徒の把握に関する研究を実施する。

### 事業① 日本語能力評価方法の改善のための調査研究事業

- DLAを踏まえて、小学生から高校生までの発達段階ごとの能力記述文（Can-Do）を作成する
- 作成した能力記述文について、学校・教育委員会等の協力を得て検証を行う
- 能力記述文の活用方法を具体的に示した資料を作成する

### 事業② 児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究事業

- 散在地域において関係機関が連携し、児童生徒の実態把握のための体制を構築する
- 関係機関の連携により、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する



### アウトプット（活動目標）

- ・ 児童生徒の日本語能力評価のために活用できる能力記述文（Can-Do）の作成
- ・ 学校において活用しやすいよう検証し、活用資料を作成

### アウトカム（成果目標）

- ・ 児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用する学校が増加
- ・ 児童生徒の日本語の能力を踏まえた、適切な指導を実施する学校が増加

### インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 学校における外国人児童生徒等の受入れが進み、充実した教育を受けられるようになる
- ・ 外国人の地域社会への参画が進む

次に、来年度から開始する予定の調査研究についてご紹介します。日本語指導が必要な児童生徒に対し、適切な指導を行うためには、当該児童生徒の日本語能力を的確に評価した上で、指導目標や指導内容を決定する必要があります。文部科学省では日本語能力を客観的に評価するツールとして「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント～DLA～」を開発していますが、現場では広く活用されていないという状況があります。

学校においてより活用しやすいツールとするため、DLAを踏まえた能力記述文を作成・検証することで評価方法の改善を進めていきたいと考えています。

また、散在地域において、日本語能力をはじめとした児童生徒の実態把握を十分に行うことができるよう、教育委員会と関係機関との連携や、学校において日本語能力を含めた児童生徒の実態把握ができる体制整備について研究を実施したいと考えています。

# 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

令和5年度要求額  
(前年度予算額)

31百万円  
21百万円



外国人児童生徒等が全国どの地域でも充実した教育を受けられるよう、自治体等への専門的な指導・助言を行うアドバイザーボードの設置・運営、学習教材・多言語での文書作成などを掲載したポータルサイト「かすたねっと」の運用、外国人児童生徒等に関する状況把握に向けた調査を実施する。

## 1. 外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置・運営 8百万円（6百万円）

(事業期間：令和3年度～)

外国人児童生徒等に関する教育の専門家からなるアドバイザーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、教育委員会等からの要請に基づくアドバイザー派遣を実施する。教育委員会へは地域の課題解決に向けた助言を行うほか、日本語能力評価手法（JSL対話型アセスメント）等の実践に関する教員研修の講師を務める等の活動を行い、学校での受入体制の整備・充実や日本語指導担当教員や日本語指導補助者等の指導ノウハウの向上を図る。

(令和4年度現在：有識者40名で構成)

⇒政策立案、全国的な外国人児童生徒等に対する教育の機会均等・水準確保に寄与



## 2. ポータルサイト「かすたねっと」の運用 5百万円（5百万円）

(事業期間：平成30年度～)

全国の先進地域で作成された日本語指導や教科学習の教材のほか、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する情報や資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行う。教材等の検索やアクセスランキングなどに加え、多言語での予定表作成機能なども有し、学校現場等における利用者の利便性向上を図る。

⇒学校等での日本語指導や教科指導、保護者への連絡調整などが円滑に行われることに寄与



## 3. 外国人児童生徒等に関する状況調査 10百万円（10百万円）

(事業期間：令和3年度～)

外国人の子供の就学状況等について実態把握のための調査を継続して実施するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施し、分析を行う。

⇒データによる実態把握と分析を踏まえ、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進に寄与



## 4. 高等学校「特別の教育課程」制度周知、資料作成等 8百万円（新規）

(事業期間：令和5年度～)

高等学校において、日本語指導が必要な生徒に対する「特別の教育課程」の編成・実施を促進するために、カリキュラム作り・指導法等のガイドラインの普及させるとともに、改善を図る。

⇒指導資料を普及し、学校現場の活用状況を踏まえた改善をすることで、「特別の教育課程」の編成・実施を促す。指導を充実することにより外国人生徒等の中退を防ぎ、卒業後の進学や就職等、適切な進路選択につなげる。



その他の文部科学省における予算事業については、幾つかお示しをしておりますが、外国人児童生徒等がどの地域でも充実した教育を受けられるように、自治体等への指導・助言を行う外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置しております。

現在40名の先生方にアドバイザーにご就任いただいております。各自自治体へ要請に基づきまして派遣を行っています。これについては後ほどご紹介いたします。

また次のポータルサイト「かすたねっと」ですが、集住地域などで先進的に取り組みを進めておられる自治体においてさまざまな学習教材や多言語での翻訳文書や、教育に関する資料を掲載したポータルサイトを作っております。ここでは日本での学校生活を多言語で紹介する、あるいは外国人児童用の動画コンテンツなども掲載をしております。

さらには外国人児童生徒の就学状況の調査の継続実施、日本語指導が必要な児童生徒の指導状況について実態調査を行います。

最後に、高等学校に関して、日本語指導のための特別の教育課程の制度が来年度より始まりますので、この制度周知や事例などの普及のための経費を要求しているところです。



目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの  
このアイコンから  
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作成

検索サイトについて

トップページのアドレス

<https://casta-net.mext.go.jp/>



管理運営について

「かすたねっと」は2022年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を㈱BTreeに委託しています。

公開情報の管理のため、㈱BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

問い合わせ先

サイト運営に関すること	文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111（内線 2035）
公開情報、サイトの動作、資料・教材の掲載に関すること	「かすたねっと」に関するご意見・お問い合わせ窓口 ( <a href="https://casta-net.mext.go.jp/contact">https://casta-net.mext.go.jp/contact</a> ) に掲載のフォームよりお寄せください。
リンク先の内容に関すること	「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関する場合は、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

こちらは先ほど少しご紹介した「かすたねっと」です。外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導、教科指導を行える環境を作るための情報検索サイトとして運営しているものです。

ここでは多言語の学校文書や外国人児童生徒等教育のための教材を実践事例として検索することができます。また、多言語で学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできるようになっています。

先生方にはこのポータルサイトに載っております資料をぜひご活用いただきたいと思います。一方で「かすたねっと」のさらなる充実を図ってまいりますので、学校文書等で各言語で作ったものがありましたら、充実にもついでご協力いただければと思います。

情報掲載

<https://casta-net.mext.go.jp/>



## 「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

### 「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。

- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

#### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。【施策番号65】

### 改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映  
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート  
・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示  
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実  
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載  
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

なお、「外国人児童生徒受入れの手引き」は、明石書店より発売されております。

## 外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



2019年3月

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

25

続けて、外国児童生徒受け入れの手引きについてです。これもご承知の方が大勢おられるかもしれませんが、外国人児童生徒等を学校に受け入れる時に、一番最初に何をしなければいけないのか分からない場合に、最初のステップとして使える手引きになっております。

日本語指導の担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事など、各関係者が何をやればいいのか、取り組むべき事項を指針として取りまとめたものです。文科省のホームページにも全文掲載しておりますし販売もしておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

情報掲載

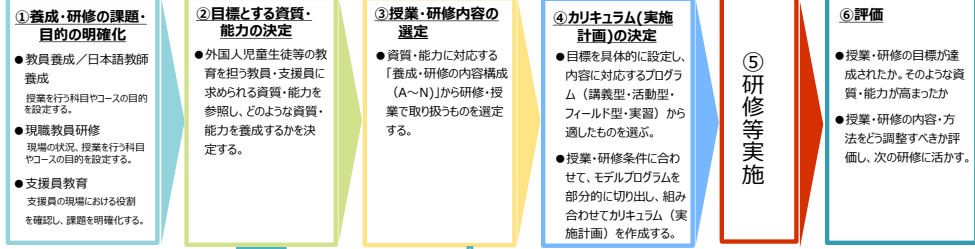
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)

# 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム

概要 ○ 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。  
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



## モデルプログラムの活用方法



資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力	養成・研修の内容構成	
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の見点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。	A	外国人児童生徒等教育の課題
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に位置付けることができる。	B	外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。	C	学校の受け入れ体制
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。	D	文化適応
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協働して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。	E	母語・母文化・アイデンティティ
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。	F	言語と認知の発達
変える/変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。	G	日本語の特徴
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。	H	子どもの日本語教育の理論と方法
			I	日本語指導の計画と実施
			J	在籍学級での学習支援
			K	社会参加とキャリア教育
			L	保護者・地域とのネットワーク
			M	現場における実践(実地教育・研修)
			N	成長する教師(教員・支援員)

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>

外国人児童生徒等教育を行う教員等への研修という大きな課題に対応してのモデルプログラムです。こちらは日本語教育学会に委託して開発していただきました。

教員養成課程の授業を担当されている方、教育委員会の研修を担当されている方、そして学校の研修主任、こういった方々が使えるように50のパターンでモデルプログラムを準備しておりました。養成・研修で取り扱っていただけの内容を14の項目に分類しているものでございます。

こうしたプログラムの活用にあたっては、まず養成、研修の課題、目的を明確化する等、ステップバイステップでどのように研修を組み立てていくかということが書かれております。こちらについても日本語教育学会のサイトでモデルプログラムを活用した授業や研修の事例や授業等で活用できる動画資料なども掲載しておりますので、また一度ご覧いただければと思います。



## 外国人児童生徒等の教育に関する 教職員・支援者向け研修動画

各動画  
20分程度



全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。各動画とも20分～30分で学べる内容になっています。

### 研修動画の対象

・学校の教職員 ・教育委員会職員  
・日本語指導補助者 ・母語支援員

その他、外国人児童生徒等の教育や支援等に携わる方の研修に活用いただけます。



### 5つの研修内容


- ① 外国人児童生徒等の受け入れ
- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
- ③ 日本語指導の方法 1
- ④ 日本語指導の方法 2
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

### 研修動画の活用例

- ・校内研修において動画視聴  
→動画の内容についてグループ演習  
→全体で発表・共有
- ・教育委員会が実施する研修の事前学習教材として活用
- ・自己研修として個人で動画を視聴

学校内外での研修、  
個人での研修など

外国人児童生徒等の受け入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。

動画は「 YouTube」文部省公式チャンネルに掲載しています。

QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm)

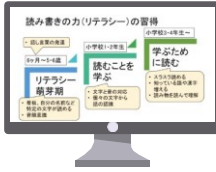


27

こちらでは、文部科学省が作成した動画を紹介します。まず、外国人児童生徒等の教育に関する教職員・支援者向けの研修動画です。学校において、日本語指導が必要な児童生徒を円滑に受け入れ、適切な指導・支援を行うため、必要な知識を学んでいただくことを目的として動画を作成しました。

教育委員会の研修や校内研修で活用いただくほか、教員や支援者の方が個人で視聴していただくことも可能ですので、各地域において研修を企画・立案される場合には、この動画も積極的にご活用ください。

## 各動画の内容紹介



各動画  
20分程度

### ① 外国人児童生徒等の受け入れ

外国人児童生徒等教育に関する制度や受け入れ状況に係る基本情報を知り、学校において、生活面や学習面（日本語・教科）の指導・支援を組織的に行うための体制作りについて理解します。

### ② 外国人児童生徒等教育の考え方

外国人児童生徒等の教育に必要な基本的な考え方を理解し、文化間移動と発達の観点から外国人児童生徒等の状況を把握して、ことばの教育のあり方を考えます。

### ③ 日本語指導の方法 1

子供一人一人の多様な実態に応じて日本語のコース設計をすることの重要性を理解し、日本語の初期段階の指導として、サバイバル日本語、日本語基礎のプログラムの内容と指導方法を学びます。

### ④ 日本語指導の方法 2

日本語の中・後期段階の指導として、技能別日本語、教科等と日本語の統合学習（ISLカリキュラム）のプログラムの内容と指導方法を学びます。

### ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

ライフコースの視点から、外国人児童生徒等の社会的経済的な自立に向けて基盤となる力や考え方を育てるためのキャリア教育の重要性を知り、かれらの社会参加を支えるために教育コミュニティを形成することが必要であることを理解します。

### 研修講師

▶ 東京学芸大学 齋藤ひろみ 教授

▶ 京都市教育委員会 大菅佐妃子 副主任指導主事

▶ 京都教育大学 浜田麻里 教授

▶ 豊橋市教育委員会 築樋博子 外国人児童生徒教育相談員

▶ 横浜市教育委員会 土屋隆史 主任指導主事

▶ 甲府市立大岡小学校 今澤 悌 教諭

## 外国人児童・保護者向け動画 「はじめまして！今日からともだち」 「おしえて！日本の小学校」

**各動画  
10分程度**

**15言語に  
対応**



文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION  
SCIENCE AND TECHNOLOGY  
1-1-1, Higashi-Shinjuku, Shinjuku-Ku, Tokyo 162-8601, Japan

**対象**

これから日本の学校に通う  
外国人児童やその保護者など



日本語  
英語  
中国語  
ベトナム語  
スペイン語  
ポルトガル語  
フィリピン語

韓国・朝鮮語  
インドネシア語  
タイ語  
ミャンマー語  
カンボジア語  
ネパール語  
モンゴル語  
ウクライナ語

 **日本の小学校の学校生活の様子について、アニメーションで紹介します。**

**内容**

「はじめまして！今日からともだち」は、外国から来た主人公が、はじめて小学校に登校した日のお話です

「おしえて！日本の小学校」では、小学校における学校生活の様子や習慣などについて紹介しています。

**活用場面** **就学案内で**

- ・自治体窓口で外国人保護者に動画を案内し、家庭で子供と一緒に見てもらう
- ・外国人向け就学説明会で動画を上映し、学校の様子を知ってもらう

**プレススクールで**

- ・動画を上映し、外国人の子供やその保護者に、学校の様子を知ってもらう
- ・毎日の持ち物や掃除・給食当番など、学校のきまりについて学ぶ



動画は「 **YouTube**」文部省公式チャンネルに掲載しています。

QRコードまたは以下URLから動画・関係資料掲載サイトにアクセスできます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm)



29

もう一つは外国人児童・保護者を対象としたアニメーション動画です。日本の学校での生活の様子をわかりやすく紹介しており、スライドに記載している15の言語で公開しており、今年度、ウクライナ語も作成しました。

こちらの動画は、日本の小学校に初めて入学する子供と保護者を対象に、就学促進や初期指導に活用いただけると思います。

## 活用方法



### 【はじめて！今日からともだち】



#### 内容

主人公は小学校3年生。外国から来日し、日本の小学校に通学することになりました。「日本語がわかるかな？」「友達はできるかな？」主人公が、はじめて小学校に通う日々のお話です。

### 【おしえて！日本の小学校】



#### 内容

日本の学校生活に関する紹介動画です。学校の行事をはじめ、学校生活の習慣やきまり、毎日の持ち物など、学校でどのように過ごすのか、わかりやすく紹介しています。

©学校行事や持ち物などは学校・地域によって異なります。詳しくは、入学する学校で説明を受けてください。

## 文部科学省 外国人児童生徒等教育アドバイザー

- 増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について、教育委員会・大学等へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施。
- アドバイザーは、日本語指導の経験が豊富な教員、日本語教育や多文化共生の研究者など40名を委嘱（令和4年度）。

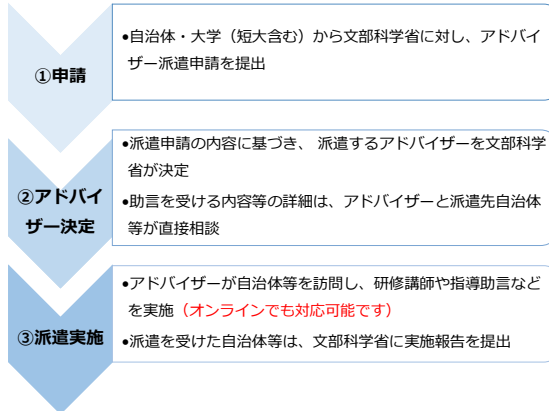
派遣費用は文科省が負担

### このようなご希望やお悩み・・・

- |  |   |
|--|---|
| 教育委員会で…<br>◆外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい！<br>そのために、経験豊富な講師を招きたい。           | 大学で…<br>◆教員志望の学生に、外国人児童生徒等の教育について学ばせたい。<br>どんなカリキュラムがいいのか…。 |
| 教育委員会で…<br>◆外国人散在地域のため、対応が遅れている。外国人児童生徒等の対応施策について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。 | 地域で…<br>◆子どものいる外国人家庭がとても多い。<br>NPOと連携して、支援の取組ができないか…。       |

外国人児童生徒等教育アドバイザーがお手伝いします！

### 外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ



詳細については、文部科学省HPをご覧ください。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm)

31

最後に先ほど少し触れましたアドバイザーの派遣事業です。文部科学省では令和元年度に日本語指導の専門家や多文化共生の教育者などによる外国人児童生徒等教育アドバイザーリーボードを設置しました。アドバイザーリーボードでは文部科学省の政策に関する助言はもとより、地方公共団体等からの要請がある場合には、具体的施策や教員研修などの企画立案に対する助言を行っていただいているところです。

令和4年度は40名の方にアドバイザーを就任いただいておりますので、各地域からの要請についてオンラインも活用しながら指導、助言を行っていただいております。今後もアドバイザー派遣の取り組みを継続していきます。来年度の派遣についての申し込みも開催されますので、自治体の方におかれても、文部科学省のホームページのURLから詳細をご確認をいただければと思います。

情報掲載

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm)



## 外国人児童生徒等教育アドバイザーボード設置

### 1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

### 2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3) 地方公共団体が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5) その他

### 3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

### 4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略）

和泉元 千春	奈良教育大学教育連携講座准教授	築種 博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
市川 昭彦	大泉町立北小学校教諭	角田 仁	東京都立町田高等学校定時制課程主任教諭
市瀬 智紀	宮城教育大学教員養成学系教授	土屋 隆史	横浜市教育委員会主任指導主事
今澤 佛	甲府市立大国小学校教諭	中川 祐治	大正大学准教授
内海 由美子	山形大学教授	滑川 恵理子	京都女子大学国際交流センター助教
榎井 縁	大阪大学大学院人間科学研究科特任教授	西村 綾子	福岡市立松島小学校校長
海老原 周子	(NPO)カバパートナー・(一社)kuriya代表	花島 健司	港区立筭小学校主任教諭
大昔 佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事	浜田 麻里	京都教育大学教授
川口 直巳	愛知教育大学准教授	原 瑞穂	上越教育大学大学院准教授
小島 祥美	東京外国語大学准教授	林 宣之	福生市立福生第一小学校校長
近田 由紀子	目白大学専任講師	福山 祐子	島根県出雲市立中部小学校教諭
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授	松尾 知明	法政大学教授
櫻井 敬子	浜松市立芳川北小学校校長	南浦 涼介	東京学芸大学教育学部准教授
櫻井 千穂	大阪大学大学院言語文化研究科講師	村松 好子	兵庫県立東はりま特別支援学校校長
佐藤 郡衛	明治大学特任教授	森茂 岳雄	中央大学教授
渋谷 恵	明治学院大学教授	横溝 亮	横浜市立鶴見小学校主幹教諭
菅長 理恵	東京外国語大学大学院教授	吉谷 武志	中村学園大学特任教授
高橋 清樹	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長	吉田 かをる	三重県教育委員会研修企画・支援課課長
武 一美	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ副理事長	吉田 美穂	弘前大学大学院教育学研究科教授
竹山 哲司	東京都立六郷工科高等学校多文化共生推進部主任	山崎 一人	大阪市教育委員会プロダクトデザイナー

具体的なメンバーの皆様についてはこのスライドの中段より下にあるとおりです。この分野の第一線でご活躍中の方々に御協力をいただいているところです。



## 就学・進学機会の確保・その後の継続的な支援

33

今日の3番目の話は、就学・進学機会の確保、その後の継続的な支援について話を進めていきたいと思います。

## 外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

### 【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)（昭和54年8月4日条約第6号）(抄)

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）(抄)

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

34

こちらは、外国人の児童生徒、外国人の子どもの公立小中学校への受け入れについての基本的な考え方です。

法的な整理としては、外国人の保護者から希望があれば日本人と同様に受け入れを行うということになっております。憲法や教育基本法では、国民に対して就学義務を課しております。このため日本国籍を持つ保護者には子どもを就学させる義務がありますが、外国籍の保護者には就学させる義務がないという状況ですが、他方でこれまでわが国が批准した各種条約に基づいて、外国人がその保護する子どもを公立義務教育小学校に就学させたいと希望する場合には、日本人と同様に無償で受け入れ、教科書の無償給与や就学援助を行っています。

## 外国人の子供の就学状況等調査結果(令和3年度)

調査基準日: 令和3年5月1日

### (1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数133,310人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、10,046人となる。(さらに④を加えると13,240人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校					
小学生相当 計	93,474	79,270	5,260	430	2,244	5,826	93,030	444
(構成比)		(85.2%)	(5.7%)	(0.5%)	(2.4%)	(6.3%)	(100.0%)	
中学生相当 計	39,836	32,878	2,662	219	950	2,771	39,480	356
(構成比)		(83.3%)	(6.7%)	(0.6%)	(2.4%)	(7.0%)	(100.0%)	
合計	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	132,510	800
(構成比)		(84.6%)	(6.0%)	(0.5%)	(2.4%)	(6.5%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

35

このように外国籍の学齢期の子供も保護者の希望があれば公立学校で受け入れているのですが、希望が示されなかったりすることで就学していないケースも多いのではないかと、との指摘は以前からありました。そこで、文部科学省において令和元年度に初めて全国的な調査を行いました。令和3年度に2回目の調査を行った結果がこちらになります。

表の一番下の欄を左からご覧いただければ、と思いますが、令和3年5月時点で住民基本台帳に登録されている小学生相当、中学生相当の外国籍の子供は約13万3千人。そのうち、義務教育諸学校や外国人学校に就学している子供は約12万人。他方、「不就学」が649人、「就学状況確認できず」が8,597人、住民基本台帳上の人数との差が800人、となっており、合わせて10,046人が、就学していない可能性があったり、就学状況が確認できていなかったりしているということが明らかになりました。この中には、外国人学校に就学していたり、調査の後に公立学校に就学した子供が含まれていたりする可能性もありますし、前回調査の2万人程度から改善しましたが、そもそも、外国人の子供の状況が把握しきれていない、という点が課題であり、すべての子供について就学状況を確認できる体制を構築することが必要です。

## 日本語教育推進法等における外国人児童生徒等教育の位置付け

### 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

第10条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

第12条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

### 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【具体的施策例】

・ 全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。

### 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針（令和2年7月1日文科科学省）

外国人の子供の就学状況把握・就学促進について、文科科学省がこれまでに教育委員会に対して通知した内容を整理し、自治体が講ずべき事項の指針としてとりまとめたもの。

36

日本語教育の推進法というものが成立、施行を平成元年になされており、この法律の10条では、日本語教育の推進に係る政策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を作ることとしており、令和2年の6月に閣議決定されております。

この基本方針の中に外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育について定めが置かれており、ここではさまざまな施策なども示されているところです。こうした基本方針に基づきまして、文科科学省においては外国人の子どもの就学促進、就学状況把握のために自治体が講ずべき事項を指針として整理してまとめたものです。

これが就学のための施策の1つの柱になっておりまして、令和2年7月に各首長と、それから教育委員会に通知をし、対応を求めたものとなります。指針の内容は、教育委員会が住民基本台帳の部局と連携して、学齢簿を作成する際に、外国人の子どもの就学状況等も一体的に管理、把握すること等、不就学の外国人児童生徒を減らすことができるように、こういった取り組みを求めているというものとなります。

## 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。
- 基本方針の構成は、「第1章 日本語教育の推進の基本的な方向」「第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項」「第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項」。

### 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項（概要）

#### 1 日本語教育の機会の拡充

##### （1）国内における日本語教育の機会の拡充

##### ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- 日本語指導が必要な児童生徒は、外国籍・日本国籍合わせて5万人を超える状況。母語が多様化、集住傾向にあるなどの複雑な様相。
- 約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らか。
- 適切な教育の機会が確保されることが不可欠。外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。
- 母語・母文化の重要性、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出する。

##### 【具体的施策例】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の充実（日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用など地方公共団体における指導体制の構築）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上（教員養成段階における取組を推進、地方公共団体等が実施する研修の充実、研修指導者の養成等）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校、高等学校における進路指導の提供、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援</li> <li>・公立高等学校入学選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供の支援について学べる環境づくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進</li> <li>・地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校において、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加え、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくり</li> </ul>

## 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、**外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう**、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

### 1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

#### (1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

#### (2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別的就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組**
- 幼稚園等への就園機会の確保

#### (3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し**、居住実態を把握

### 2. 学校への円滑な受入れ

#### (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

#### (2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

#### (3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

#### (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

#### (5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

#### (6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒特別定員枠の設定等の取組を推進**

### 3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

38

こちら外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握に対する指針についてポイントをまとめたものです。ポイントを3点あげておりますが、これは外国人の子供の就学促進等について、先進的な自治体の取り組みを事例集にまとめた際に抽出されたものとなりますので、ご覧になっていただければと思います。

## 令和2年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況

※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校(中学部)が対象

### ①進学率

	中学校等を卒業した生徒数	中学校等を卒業した後高等学校や専修学校などの教育機関等(※1)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な中学生等	4,216	3,791	89.9%
全中学生等	983,810(※2)	975,671(※2)	99.2%

(※1)専修学校(高等課程、一般課程)、公共職業能力開発施設等を含む  
(※2)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

### ②就職率

	中学校等を卒業した生徒数	中学校等を卒業した後就職した生徒数	就職率
日本語指導が必要な中学生等	4,216	100	2.4%
全中学生等	983,810(※2)	1,761(※2)	0.2%

(※2)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

### ③進学も就職もしていない者の率

	中学校等を卒業した生徒数	中学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な中学生等	4,216	212	5.0%
全中学生等	983,810(※2)	6,328(※2)	0.6%

(※2)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」

39

次に日本語指導が必要な中学生の進路状況についてですけれども、中学校等を卒業した後、高等学校や専修学校などの高等教育機関等に就学した生徒の割合が89.9%で約9割程度になっています。

## 公立高等学校における受入れ「令和3年度高等学校入学選抜の改善等に関する状況調査」結果から

### ①帰国・外国人生徒に対する入学選抜の状況について

	試験教科を軽減している	学科試験を実施しない	その他	配慮は行っていない（一般の選抜と同様に実施）
帰国生徒	15（15）	2（2）	24（22）	9（12）
外国人生徒	15（16）	1（1）	26（27）	10（12）

※入学選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数を記載。

※「その他」に該当する内容

- ・出題文の漢字にルビを振る
- ・辞書の持ち込みを許可する
- ・試験時間の延長 等

### ②各学校における特別定員枠の設定状況

	特別定員枠を設定している
帰国生徒	19（18）
外国人生徒	17（16）

※「一般の入学選抜と同様に実施」と回答している中に、受験者の申請に応じて配慮（ルビ振り、時間延長等）を行っているところもある  
 ・帰国生徒：香川県、沖縄県  
 ・外国人生徒：和歌山県、徳島県、香川県、沖縄県

※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している学校数を回答した都道府県の数を記載。

### ③編入学試験の実施方法について

	学科試験を実施している	学科試験を実施しているが、試験教科を軽減している	学科試験を実施していない（面接・作文等のみ）	その他
帰国生徒	19（22）	5（3）	4（3）	28（25）
外国人生徒	18（22）	5（2）	3（2）	29（26）

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数を記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

※全ての表において、（ ）内は前年度の調査結果。

40

次に、高校段階の現状についてご紹介します。まず、公立高校での受け入れの現状です。このスライドには帰国生徒・外国人生徒の公立高校での入試において行われた配慮を整理しました。試験教科の軽減や特別定員枠の設定といった配慮を行っている都道府県は増えてきていますが、実施されていない県もあります。外国人児童生徒等が社会人として歩み始めるに当たって、高校段階は重要な時期です。このため、外国人生徒等の高校進学を促進するためにも、このような都道府県の取組が広がるよう、文部科学省としても後押ししていきたいと考えています。



# 令和2年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校(高等部)が対象。

## 1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	4,757	264	5.5%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,132,224(※1)	20,283(※2)	1.0%

(※1)「令和2年度学校基本調査」を基に算出

(※2)「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出

## 2. 進路状況

### ①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※3)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	951	493	51.8%
全高校生等	712,927(※4)	523,223(※4)	73.4%

(※3)短期大学、専門学校、各種学校を含む

(※4)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

### ②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	228	89	39.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	134,965(※4)	4,401(※4)	3.3%

(※4)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

### ③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	951	128	13.5%
全高校生等	712,927(※4)	45,777(※4)	6.4%

(※4)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」

41

先ほどは中学生の進路状況についてお示しましたが、次に、入学した日本語指導が必要な高校生のその後の状況についてです。日本語指導が必要な高校生は中退率が高いのではないかとということが従前より指摘されてきました。そこで、「受入状況調査」で調査項目を追加し、日本語指導が必要な生徒の中退や進学等の状況についても調査しています。令和2年度中の結果がこちらのスライドです。

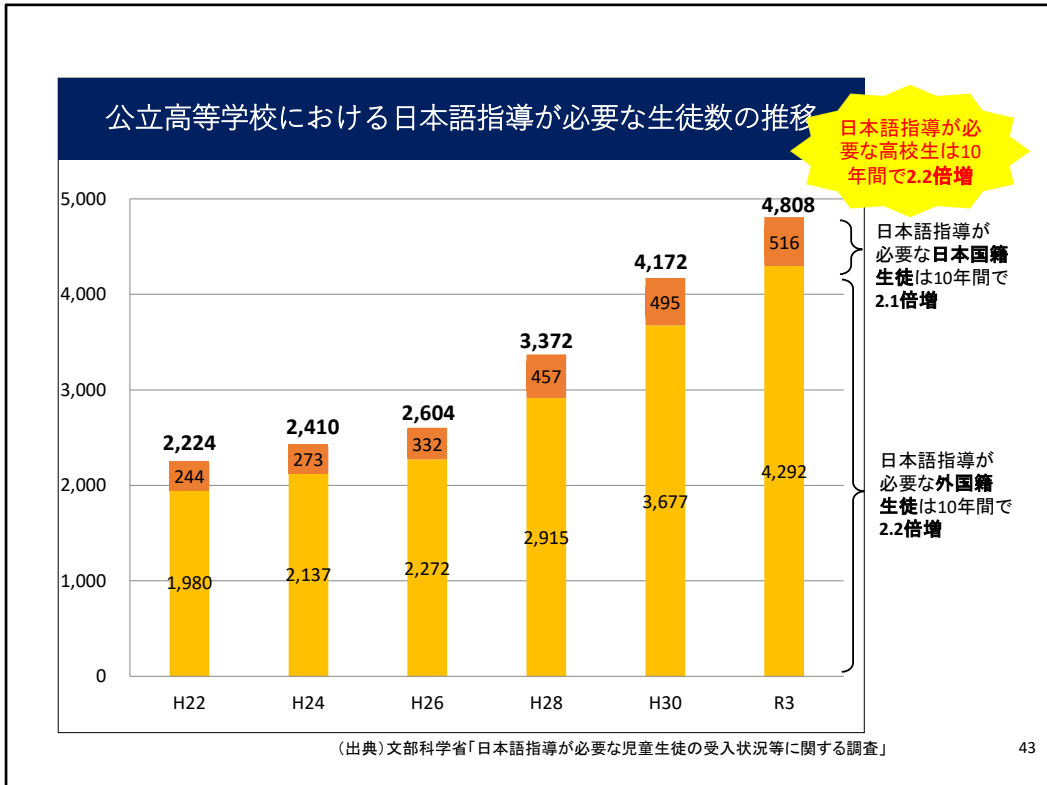
表の各項目が2段に分かれています。上段は日本語指導が必要な高校生の人数や割合、下段は高校生全体の人数・割合です。日本語指導が必要な高校生の中退率は高校生全体の割合よりも高く、大学・専門学校等への進学率は低い、卒業後に就職した生徒に占める非正規の就職の割合は高く、進学も就職もしていない卒業生の割合も高い、という状況が明らかになりました。この調査結果からは高等学校段階の支援の重要性が示されています。

先ほどのスライドで、高等学校への進学促進について説明しましたが、せっかく高校に進学しても、中退してしまったり、進路未決定のまま卒業してしまったりしてしまうという現状があります。今後は高等学校段階の支援についても一層取り組んでいきたいと考えているところです。

## 高等学校等における日本語指導の制度化

42

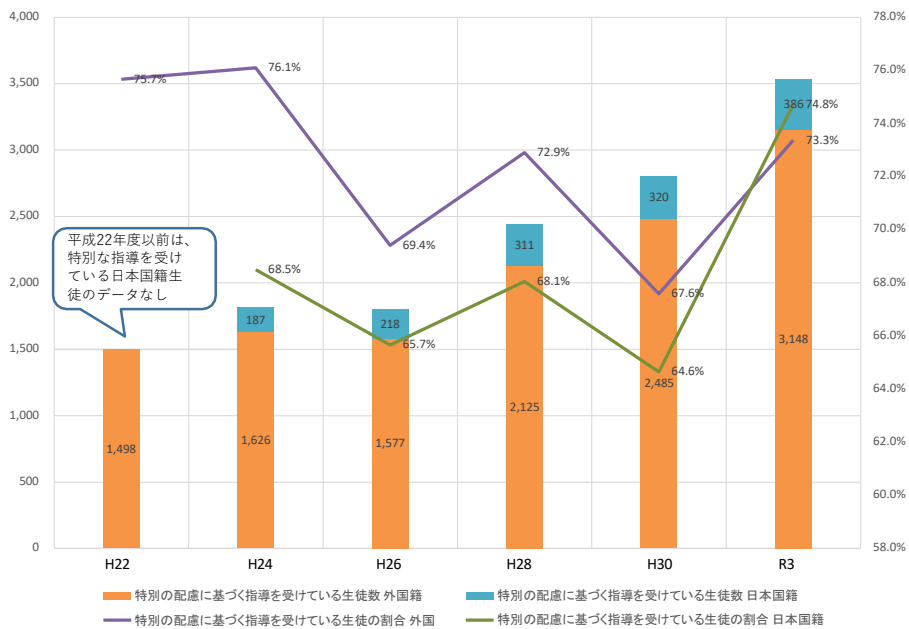
ここからは高等学校等における日本語指導の制度化についてご説明していきます。



先ほどの資料でも少し触れましたけれども、日本語指導が必要な高校生の進路など高校について、課題が多いという状況になりますので、今後は高等学校段階の支援についても一層取り組んでいきたいと考えております。

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の数については前半で触れたとおり1.8倍となっていますが、公立高等学校でみると4,808人で2.2倍となり、伸びは高等学校の方が高くなっています。

## 日本語指導が必要な高校生のうち、特別の配慮に基づく指導を受けている生徒の推移



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

44

そのうち、特別の配慮に基づく指導を受けている生徒の割合は、74%程度（外国籍の生徒が73.3%、日本国籍の生徒が74.8%）となっており、義務教育諸学校も含めた全体が9割程度となっていることと比べると低くなっています。

## 日本語指導に関する「特別の教育課程」の編成・実施について

### 小・中学校段階における「特別の教育課程」の編成・実施

- 小・中学校等においては、外国籍・日本国籍のいずれであっても、日本語で行われる学校生活や学習活動への参加に困難を抱える児童生徒に対し、**「特別の教育課程」を編成し、在籍学級の教室とは別の場所において、個別の日本語指導を行うことができる（平成26年に制度化）。**

(制度の概要)

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：教員 ※必要に応じて、日本語教育等の知見のある者が指導の補助を行う
- ④授業時数：年間10 単位時間から280 単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校において指導を実施。指導者の確保が困難である場合等は、他の学校における指導が認められる
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成に努める。また、指導計画に基づいて学習の評価を行う

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(令和3年1月中央教育審議会答申)(抄)

#### 第Ⅱ部 各論

#### 5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

- (5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

(略)

- さらに 高等学校における外国人生徒等への指導の充実を図るため、**「特別の教育課程」の適用を含め、取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定について、検討を進めるべきである。**

すでにご説明したとおり、義務教育段階においては、平成26年に特別の教育課程が制度化されています。

そして令和3年1月の中央教育審議会答申において、高校において「特別の教育課程」を編成した日本語指導を導入することについて検討すべきとの提言がされました。

## 高等学校における日本語指導について

### 高等学校における現状・課題

- 高等学校における日本語指導が必要な生徒の在籍が増加しており、令和3年度の文部科学省の調査によると、**公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は5千人近く、10年前の2.2倍**という状況になっている。また、外国籍の生徒や海外帰国生徒の高校進学については、**進学ガイダンスを実施したり、公立高等学校入学者選抜において特別定員枠の設定や受検の際の特別の配慮（問題文の漢字へのルビ振り、試験時間の延長等）に取り組んだりする自治体**も多くなっており、今後、高等学校等に進学する日本語指導が必要な生徒は更に増加することが予想される。
- 一方、同じく文部科学省の調査によると、日本語指導が必要な高校生は高校生全体に比して、**中退率や卒業後の非正規雇用率が高い、大学等への進学率が低い**という状況も明らかになっている。
- 日本語指導が必要な生徒が多く在籍する公立高等学校においては、
  - ・日本語に関する学校設定教科・科目を開設し、文法や語彙・漢字、作文等の指導を実施
  - ・各教科等の授業の際に、生徒の日本語能力・習熟度等に応じて少人数・個別指導を実施
  - ・放課後等に日本語や各教科等の補習を実施などに取り組んでいる。しかし、特に日本語の学習に関しては、**生徒の日本語能力の状態や過去の学習経験等が様々であるため、学校において目標・内容をあらかじめ設定する学校設定教科・科目による指導だけでは対応が困難**な場合もある。

### 高等学校の日本語指導に係る「特別の教育課程」の制度化

- 令和3年4月に「高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議」を設置。同会議において議論が重ねられ、**高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**ことが提言された。
- また、**小・中学校段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき**ことも提言された。

46

高等学校の現状は、先ほどからみてきたとおり、日本語指導が必要な生徒は2.2倍で5千人近くなっています。高校進学においては、進学ガイダンスの実施や入学者選抜での特別定員枠の設定など特別の配慮に取り組んだりする自治体も増えており、今後、高等学校等における日本語指導が必要な生徒は更に増加することが予想されます。

その一方、先ほども見ていただいたとおり、日本語指導が必要な高校生は全体に比して、中退率や卒業後の非正規雇用率が高い、大学等への進学率が低いという状況も明らかになっております。

日本語指導が必要な生徒が多く在籍する公立高等学校においては、日本語に関する学校設定教科・科目を開設したり、各教科等の授業の際に、生徒の日本語能力・習熟度等に応じて少人数・個別指導を実施したり、また、放課後等に日本語や各教科等の補習を実施したりして取り組んでいます。しかし、特に日本語の学習に関しては、生徒の日本語能力の状態や過去の学習経験等が様々であるため、学校において目標・内容をあらかじめ設定する学校設定教科・科目による指導だけでは対応が困難な場合もあるという状況となっています。

こういった状況の中、高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議を設置し議論していただきました。令和3年9月には同検討会議により、高等学校においても「特別の教育課程」による日本語指導の制度を導入する必要があること、制度の在り方については小中学校と同様とすることを基本とするが、高等学校の教育の特徴を尊重した内容とすべきであることが提言されました。

## 高等学校の日本語指導に係る「特別の教育課程」の編成・実施について（制度）

### 高等学校の日本語指導に係る「特別の教育課程」制度化の概要

- 学校教育法施行規則、同規則に基づく告示、高等学校学習指導要領等の一部を改正し、**高等学校段階に在籍する日本語指導が必要な生徒に対して「特別の教育課程」を編成し、個別の日本語の指導を実施することができる**こととする。
- 制度の概要は以下のとおり。
  - ・ 指導対象：高等学校等（※）に在籍する日本語指導が必要な生徒  
※高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部
  - ・ 指導形態：**原則は対象の生徒の在籍学校における指導。他の高等学校等において受けた日本語の授業を、在籍学校における「特別の教育課程」による授業とみなすことも可**
  - ・ 教育課程の位置付け：  
「特別の教育課程」を編成して実施する日本語の指導を、**高等学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる**  
ただし、
    - 必修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動
    - 普通科以外の普通教育を主とする学科において全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目
    - 専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目
    - 総合学科における「産業社会と人間」**等に替えることはできない**
  - ・ 単位数：**「特別の教育課程」を編成して実施する日本語の指導に係る修得単位数は、21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる**
  - ・ 指導計画・単位認定：  
「特別の教育課程」を編成して日本語の指導を行う場合には、**個別の指導計画の作成に努める**  
また、生徒が学校の作成する「個別の指導計画」に従って履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められた場合は、**単位を修得したことを認定しなければならない**

47

これらの提言を踏まえて、令和4年3月31日に、学校教育法施行規則等を改正し、高等学校においても「特別の教育課程」を編成して日本語指導を行うことを可能としました。なお、制度自体は令和5年4月から施行します。日本語能力に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加える、または、その一部に変えることができ、21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数に加えることができます。



## 高等学校の日本語指導に係る「特別の教育課程」の編成・実施について（制度改正案）

### 一部改正する関係法令

- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
- 学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）
- 学校教育法施行規則第四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）
- 高等学校学習指導要領
- 特別支援学校高等部学習指導要領

### 充実方策

- 帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業
  - ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会に対し、帰国外国人児童生徒の受入れ体制整備に関する取組を補助（補助率：1/3）
  - ・ 日本語指導等の指導体制構築の他、日本語指導が必要な高校生に対する生活・心理面の相談支援、キャリア支援等の包括的な支援も補助対象
- 高等学校における日本語指導体制整備事業
  - ・ 教員養成大学に委託し、①高等学校における日本語指導等の体制構築の手引、②日本語指導のカリキュラムづくりのガイドラインを開発中（令和3年度～4年度で実施予定）

48

こちらが一部改正等を行った関係法令となり、充実方策としては、先ほどもご明した「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」（きめこま）による支援、今年度実施している高等学校における日本語指導体制整備事業において、学芸大学に委託して作成している①高等学校における日本語指導等の体制構築の手引き、②日本語指導のカリキュラムづくりのガイドラインがあります。

現在、高等学校における日本語指導等カリキュラム作成の「ガイドライン」や、学校の指導体制作りの参考としての「指導の手引き」の作成を行っています。

これらを通じて、令和5年度から高校において「特別の教育課程」を編成し、生徒の日本語の能力に応じた日本語指導が実施されるようにしたい、と考えています。

# 高等学校における日本語指導体制整備事業

令和4年度予算額 16百万円  
(前年度予算額 19百万円)



## 背景・課題

- ✓ 高等学校において、日本語指導が必要な生徒は10年前から2.7倍に増加（平成30年:4,172名）
- ✓ 日本語指導が必要な高校生の中退率が高い。卒業後の進学率は低く、非正規就職率が高い。

・中退退学率 9.6% (全体 1.3%)  
・大学等進学率 42.2% (全体71.1%)  
・非正規就職率 40.0% (全体 4.3%)

高等学校では教科・科目が多様かつ内容が高度となることもあり、教員にとっても教科等の学習につなげるための日本語指導等の手法等については手探りの状態。これまで義務教育段階を中心に取組まれてきた体系的な日本語指導等のノウハウは蓄積されていない。

※日本語指導が必要な生徒の状況(括弧内は全高校生の状況)  
【出典】日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)等

⇒ 高等学校における日本語指導を行うための制度整備と、カリキュラム作りや指導のためのガイドラインを示すことで状況の改善を図る。



## 事業内容

(事業期間：令和3年度～令和4年度(予定))

高等学校において、日本語指導が必要な生徒に対する「特別的教育課程」の編成・実施に向けた周知を行うとともに、カリキュラム作り・指導法等のガイドラインを作成する。

●「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)(抄)  
高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。

### ○ 高等学校における日本語指導のための指導資料等作成 16百万円

- ・ 教員養成課程を置く大学に委託し、高等学校において、日本語指導と教科指導を統合して行えるよう、JSLカリキュラム(※)を参考としながら、適切なカリキュラム作りができるようなガイドラインを作成する。その際、高等学校の教科・科目の特徴を踏まえて、理数・人文などの大きなまとまりでカリキュラム作りのポイントをまとめるなど、工夫を行う。
- ・ また、高等学校における日本語指導・教科指導、進路指導等のポイント、学校の指導体制作り、多文化共生・グローバル人材育成の在り方等をまとめた指導の手引きについても、併せて作成する。

### (参考)義務教育段階におけるこれまでの取組

- 「特別的教育課程」の編成・実施  
(平成26年度に学校教育法施行規則の一部改正等)  
① 指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒  
② 指導者：日本語指導担当教員(指導補助者を追加することも可)  
③ 授業時数：年間10単位時間～280単位時間までが標準  
④ 指導形態：原則、児童生徒の在籍校における取り出し指導  
⑤ 指導計画等：指導計画や学習評価は学校設置者に提出  
⇒ 日本語指導の質の向上、組織的・継続的な支援の実現に寄与
- 「学校教育におけるJSLカリキュラム」の開発(※)  
(小学校編：平成15年度、中学校編：平成18年度)  
小・中学校において日本語を母語としない児童生徒に対し、日本語指導と教科指導を統合して教えるためのカリキュラムを開発・普及。  
⇒ 各教科の授業に日本語で参加できる力の育成に寄与

- 指導資料を作成し、全国に普及することにより、高等学校における日本語指導や教科指導の充実資する。
- 指導を充実することにより外国人生徒等の中退を防ぎ、卒業後の進学や就職等、適切な進路選択につなげる。

こちらが高等学校における日本語指導等の体制整備事業となります。

## 高等学校等における日本語指導の制度化について

- ▶ 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H22：2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- ▶ 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い、等の課題が明らかになっている。
- ▶ このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要。

▶ 令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行った。

### 改正の概要

#### ○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程によることができる。
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
  - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
  - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

#### ○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
  - ①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
  - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

#### ○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。
- ・ただし、必修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指導	特別活動
---------------------	---------------	-------------	---------------------	------

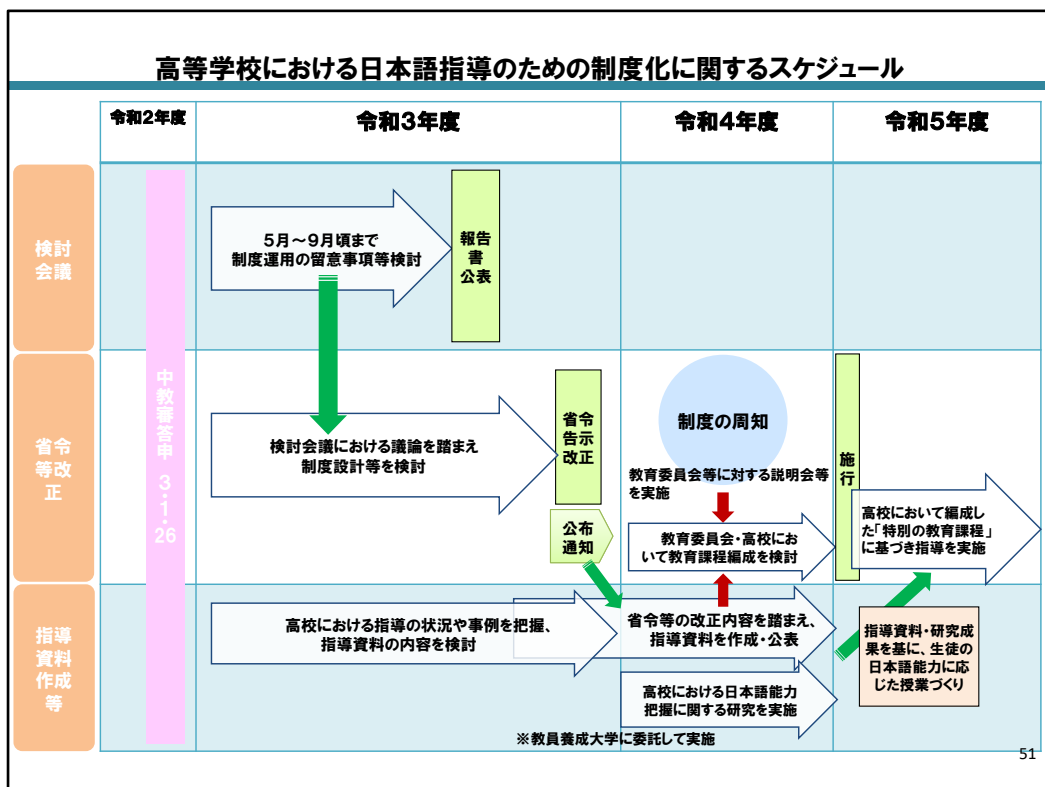
✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の指導	特別活動
---------------------	---------------	------------	---------------------	------

### 今後の予定

- ・令和5年4月 制度の運用開始

こちらは高校の日本語指導の制度化について一枚でまとめた資料となり、



スケジュールとしては、令和3年度の検討会議における議論を踏まえ、令和4年3月に制度改正を行い、今年度は文科省では説明会等による周知・指導資料等の作成、都道府県教委、学校では教育課程の編成を検討いただき、次年度から実施するところとなります。

最後に、各学校において導入に向けたご検討、ご準備いただいているところかと思えますけれども、高等学校を含む外国人児童生徒等の受け入れについては、今後さらに多くの地方公共団体で課題になっていくことが想定されます。文部科学省としては現状と課題をしっかりと把握し、必要な予算確保や仕組の見直しも行っていくしますので、さまざまなご協力を皆さまからいただければと思っております。

## そ の 他

52

また、ご参考までにいくつかご紹介です。私どもの課では日本人学校への派遣教員の事業もやっております。教員の皆さまを在外教育施設に派遣し教育活動を行っていただくものですが、帰国時に、特に外国人児童生徒等への指導に必要な多文化理解などの能力が高まるという結果が最近の調査ででております。在外教育施設への教員派遣についてもお考えいただければと存じます。

新しい動きとして中央教育審議会では現在5年に1回、教育振興基本計画の改定の議論が行われております。

そこでも日本語指導が必要な児童生徒の議論があり、その中で、日本語指導が必要な生徒は支援の対象になるという受け止め方だけでなく様々なバックグラウンドを持っており、そうした児童生徒はそれぞれ強みを持っているので、その強みを伸ばしていくというストレングスアプローチみたいなことをもっと考えていくべきじゃないかとか、議論などもなされておりますので、そういった内容も踏まえて施策を進めていきたいと思っております。

# 文化や言語の「壁」を越える先生 一緒に増やしませんか？

詳細は文部科学省  
ホームページ  
「在外教育施設派遣教



## 文化や言語の「壁」？

国内で急増する、**外国につながる子供たち**。  
学校生活の中で、言語や文化の見えない  
「壁」を感じて苦しんでいるかもしれません。



## ★ 日本人学校へ 先生を派遣しませんか？

文部科学省では、**海外の日本人学校等に通う約3万人の子供たち**  
**の国内と同等の学びを保障**するため、**国内の先生を海外に派遣し**  
**ています**（原則2年、家族同伴可）。

海外での多様なニーズに応える教育実践などの、  
国内では得がたい経験は、指導力の向上につながります。



### 先生も感じたことあるよ「壁」



派遣を経験した  
先生の声

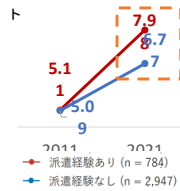
海外で、**母語でない環境で学ぶことがいかに  
大変か**体感した。  
帰国後は、**日本で頑張っている外国につなが  
りのある子供たちを理解**できるようになった。

## 「壁」を越える先生？

**海外の日本人学校での指導経験**があると、多文化・多言語環  
境下での指導力が伸びるというエビデンスがあります。

出典：「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」  
※ 文部科学省と総務省が共同で実施。委託先は三菱UFJリサーチ&コンサルティング

[児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力があ  
る]教師本人へのアンケート



・学校管理職へのアンケート



・学校管理職に対し、現在勤務する学  
校に所属する派遣経験がある教師に  
ついて、派遣経験のない同年代の教  
師と比較してどの程度あてはまるか  
尋ねた結果を集計したもの。

- 派遣経験がある教師、派遣経験がない教師  
に対して、設問についての自己認識を10  
段階[1(あてはまらない)~10(あてはま  
る)]で、現在(2021年度)と10年前(2011年  
度)の状況を調査したもの。
- 10年前と現在の回答の差分は1%水準で統計  
的に有意であることが示された。

日本人学校 教師派遣



文部科学省

# 日本人学校の子供の学びに向き合った経験は、先生の資質・能力の向上にも繋がることがわかりました！

出典：「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」  
 ※ 文部科学省と総務省が共同で実施。委託先は三菱UFJリサーチ&コンサルティング



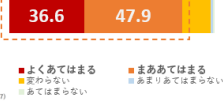
## 1 多文化・多言語環境における指導能力

海外で母語でない環境で学び、**マイノリティとして「壁」にぶつかった経験**、日本以外で生まれ育った子供など多様なバックグラウンドを持つ子供たちに触れた経験は、**多文化・多言語環境における指導能力**の伸びに繋がります。

児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力がある

・教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



- ・派遣経験がある教師、派遣経験のない教師に対して、設問についての自己認識を10段階（1:あてはまらない～10:あてはまる）で、現在（2021年度）と10年前（2011年度）の状況を調査した。
- ・10年前と現在の回答の差分は、**36.6%**で統計的に有意であることが示された。
- ・学校管理職に対し、現在勤務する学校に所属する派遣経験がある教師について、派遣経験のない同年代の教師と比較してどの程度あてはまるか尋ねた結果を集計した。

## 2 カリキュラム・マネジメント能力

日本のカリキュラムと**現地ならではの特性をアレンジした授業づくり**の経験や、全国各地の派遣教師や多様なバックグラウンドを持つ子供達との交流は、**カリキュラム・マネジメント能力**の伸びに繋がります。

児童生徒や地域の実態を踏まえつつ、育成すべき資質・能力を念頭に置いた指導計画を作成し、効果的な指導を行うことができる

・教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



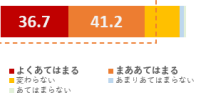
## 3 学校の管理・運営能力

現地ならではの経験や、若い年齢から学校の中心となって働く経験は、**学校の管理・運営能力**の伸びに繋がります。**将来の管理職**としての業務にも生きます。

学校組織における中心的な役割を担うとともに、教員の指導力・対応力の向上に対して適切に指導・助言を行うことができる

・教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



- ・派遣経験がある教師、派遣経験のない教師に対して、設問についての自己認識を10段階（1:あてはまらない～10:あてはまる）で、現在（2021年度）と10年前（2011年度）の状況を調査した。
- ・10年前と現在の回答の差分は、**36.6%**で統計的に有意であることが示された。
- ・学校管理職に対し、現在勤務する学校に所属する派遣経験がある教師について、派遣経験のない同年代の教師と比較してどの程度あてはまるか尋ねた結果を集計した。

## ★ 派遣経験者の声

田中泰貴先生（派遣：香港日本人学校香港校 令和2年度帰国）



**異国の地で学校運営の当事者となり課題を解決したことは、教師としての視座を高める貴重な経験となりました！**

- ・赴任当時の学校課題の一つは、ICT化の遅れ。香港のICT先進校の視察や、国内の教育委員会等とも連携して情報収集を行うなど、子供たちの学習環境の整備に向き合いました。
- ・デモの過激化、新型コロナなどの困難に直面しても、職員間で合意形成を図り、子供たちの学びの継続と安全・安心な学校づくりにチームで取り組みました。